慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	高村象平監修 日本塩業史
Sub Title	
Author	宇治, 順一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.9 (1959. 9) ,p.819(71)- 825(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19590901-0071
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590901-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の型として農業において資本主義が高度に発展している場合には、土地国有と同時に資本主義的農業企業が直接に全人民的所有＝国有に移され、一挙にソフホーズ型の国営農業企業が創出される可能性があることを指摘していられる。従来工業部門――全人民的所有・国営企業、農業部門――協同組合的所有・生産協同組合、というわけ方が行なわれ、その理由として農業部門における小経営の広汎な存在があげられてきたが、それがあたかも農業部門固有の問題としておきかえられ（丁度農業における資本主義発展の相対的な立ち遅れと混同されて）ていた。しかし「ソ同盟における社会主義の経済的諸問題」の解明にも条件がつけられているように、それは小商品生産者である小農民経営が広汎に残存しそれがウクラードをなしている後進国の社会主義への移行の場合であって、アメリカやイギリスの如く小経営はやはり相当数存在していても、農産物商品の大部分が資本主義的大農経営で生産されるような場合には、一挙にソフホーズ型の国営農業企業が工業部門と同様に創出されると考えるべきであって、「農業生産の協同組合化という漸進的過程は不必要」であるという考え方に全く同感である（拙稿「三田学会雑誌」第五十二巻第五号）。農業部門における社会主義企業形成過程を「土地所有関係の社会主義化と、主要生産手段と生産物の全人民的あるいは集団所有制にもとづく社会主義的大経営の創出」という二つの観点から整理分類した第六章第五節は農業にたいする社会主義的改造の必要性および可能性・不可避性と共に高い理論水準を示している。

ただ、エム・テー・エスの改組を必要としない中国の独創的な様式というとき、実は生産力水準が低く大規模農業機械が存在しなかったからで、逆に技術的改革なしに社会主義化しえたこと自体が中国にソヴェトとは別個の課題――技術改革・農業機械の生産テムポもふくんで――を強く与えているのではなかろうか。

問題点Ⅳ　人民公社への移行の可能性

農工業の生産力は躍進し、高級生産協同組合のもつ矛盾がすでに生産力の大きい発展を阻害していることがあげられている。その移行の契機は「政治的自覚」であり、「その実現は土台と上部構造の統一を意味する」という。事実「世紀の実験」は世紀の驚異として進行している。自然災害を別としてこれは本質的な生産力の解放を示すものであろう。しかし「農村の人民公社が集団的所有制から全人民的所有制への移行の最良の形態」、半賃金・半供給制を実施し、「共産主義への移行の最良の形態」であるというとき、その人民公社という、総合的な社会主義企業のモデルの解明にとどまらず現在発展しつつある現実の矛盾と展開の様相の整理を通じて実体の分析が行なわれることが更に要請されるのである。――六月三〇日――

（森山書店　三八〇円）

（平野　絢子）

書評及び紹介

高村象平監修

『日本塩業史』

一、はじめに

本書は塩専売制度実施五十周年を記念する企画の成果である。一般にこの種刊行物に共通の難点は、意図すると否とに拘わらず、ややもするとたんなる一事業団体の長期存続の誇示乃至関係者・役員達の自画自賛に陥りやすい危険性にある。ところが本書はこうした危険をよく克服し、甚だ価値ある業績をうちたてている。

従来塩に関する歴史は必ずしも少なしとしないが、それらはいずれも時期的乃至場所的にかなり制限された内容たるを免がれなかったし、とくに販売面を取扱うものが多かった。塩業が林業などと共に原始産業の中でも比較的関心を持たれなかったことからくる研究上のおくれもあったであろう。しかしそれと関連して、塩が明治三十八年以来国家による専売の対象となってきたことも、かなり影響していたにちがいない。塩のいわば近代史を専売制の外部から詳らかにし総合することは甚だ困難なのである。こうした点から、塩業の総合的な近代史を専売制の内部資料によって編纂することが必要なのである。もっともそのためには、かつて「塩専売史」も刊行されたが、なにぶんにもすでに大正四年の出版であった。ところが塩のもつ経済的性格は、それ以後飛躍的な変化をとげている。したがってこの数年来塩業革命ともよばれるべき事態が進行しつつある現在において、新しい水準にたって塩業の発達過程を反省することは、塩業自体にとりきわめて必要なことである。そのうえひろくわが国産業史研究全般にとっても、専売制乃至それに準ずる産業諸分野の比較検討が望ましい段階にきていると思われる。このような現時点において、専売公社内部関係者の手で総合的な塩業史が編纂されたことは、甚だ時宜にかなった企てといわなければならない。

加うるに編纂当事者は前述の如き編纂上の欠陥を避け「一貫した経済史という角度から物ごとの動きを眺めてゆきたいとの考え」にたっている。そうした点から、本書全般の監修には本塾経済学部高村象平教授が依嘱をうけ担当された。内容の執筆については、大正末年までを序論とし、高村教授担当のもとに同じく島崎隆夫教授が直接執筆されている。昭和初年以降の本論は公社関係の専門家達による分担になり、執筆者数三十九名の多きを算えている。その結果が上下二巻、上巻は「日本塩業史」下巻は「戦後日本塩業史」、本文だけで一千四百頁に亜んとする大著として発表された。

本書はたんに量的にいって尨大であるだけでなくその内容がきわめて多岐に及んでいるため、ここでいちいち詳細に検討・批判してゆくいとまがない。そこでまず論旨の大筋を纒めて紹介し、つぎに今後の研究上の問題と考えられる若干の点を指摘したいと思う。た

だ本論は総括的把握それ自体にかなりの労を必要とする。そのためここでは紙数の制限もあるから私なりに理解した範囲での紹介にやや紙数を割くことになる。その点あらかじめおことわりしておく。

二、内容の紹介

1 序論

序論「専売以前から大正年間まで」（百七十六頁）は七章からなる。そのうち前半四章は原始・古代・中世・近世各社会における塩業の存在形態すなわち生産・流通・塩制等につき、各時代の社会経済構造との対比・関連において叙述している。

弥生式社会に水田耕作が出現し草穀食生活に移行してから、塩の価値はたかまり生産技術の進展が開始される。そこに天日法の不適なわが国の自然環境のもとで藻塩焼が出現し、これによりわが国塩業にとっての最初の基盤がおかれた（海水から塩の濃化液をつくる技術とせんごう技術の重要性）。古代社会では塩地が成立し、平安朝になると製塩専業者も生じ、塩浜（自然の干潟利用と思われるが）がつくられる。これは初期揚浜式ともいうべきもので、はじめは浜よりも山（燃料）と釜に重要性があったが、漸次浜が重要となり、鎌倉末期になると塩浜になんらか人工が加えられ、塩田に近づいたと考えられる。さらに室町期になると、人工堤防の築造による入浜式に接近した形も現われる。こうした過程にあって製塩技術（労働力・燃料・釜・カマド）の発展に新しい意義があたえられ（その間に製塩地の経済的な興廃が惹起され）るが、それにもまして「土地問題」が重要となった。

このような基礎のうえに、近世になって広汎な塩田の成立がみられる（とくに宝暦、文政―天保の二時期を中心として）。しかし塩田築造は莫大な資金と労働力を必要とする大土木工事であるから、ある程度商品経済の発達を前提とする。それゆえ「塩の商品市場の形成事情と、塩田を築造し、塩を商品として製造し販売せんとする商品生産の担当者＝塩田築造の直接の担当者の性格とを、あわせて考えてみることが必要である。」として各地塩田成立事情・製塩技術及びとりわけ各地方での流通事情をかなり詳しく述べ、塩業における地主・小作制に注目し「さらにその際忘れることのできないのは、藩が塩田開発によって財政収入を増大せしめんとする意慾を抱いたという事実である。」として藩営専売制度を説明している。

序論後半の三章は「明治維新より塩専売法の成立まで」「塩専売法の成立」「大正時代の概観」からなる。その中心点はもちろん専売制度の成立におかれている。専売制度が実現されるに至った直接の原因は、もとより戦費調達のため塩消費税が立案されたことにあるけれど、その前提をなしていたのは、日清戦争後激増した外塩の圧迫による塩業者の苦境にあった。しかしさらに遡れば、その「遠因は徳川幕府の崩壊により、従来各藩において実施していた塩制が廃絶され、塩業の保護育成が崩壊し、維新後自由放任に委せられた国内塩業は、混乱の極に達して塩民は困窮し、なんらかの強力な統制を必要としつつあったところに胚胎していたとみることができよう。」として明治初期における過剰生産、生産制限とその失敗、明治二十年代の塩田開発及びその後における製塩とくにせんごう技術の進歩と地主―小作関係の変質等との関連を考えているようである。

専売制度への切り替えに際しては塩販売業者の反対運動と生産者側の賛成との対立関係が激化したが、結局戦時財政の圧力が反対運動を押しつぶしてゆく。しかしその後も過剰生産の傾向が消えぬため、翌三十九年に新規製塩を不許可とし、明治四十三、四年の塩田整理により、収益増加・回送円滑化・塩価引下に成功した。以上のほか賠償価格の決定等制度の内容と推移を追い、大正七年専売益金の減少による収益主義から公益主義への転換を指摘する。

2 本論

本論は六編（戦前・戦後各三編）に分れる。「昭和十年まで」「昭和十六年まで」「昭和二十年終戦まで」「昭和二十四年まで」「昭和二十九年まで」の五時期と、最後に「わが国塩業の今後」という見通しを加えている。各時期とも総説・生産・輸入・輸送・販売・製塩技術・関連産業の七章から構成されている。このうち第一期は十年間だが、大体満州事変を境として論調を分けているから、各時期とも五年間前後を一括することになるわけだ。しかしこの時期区分が内容的にいって塩業の発達を特徴づけるうえに甚だ妥当なものである。

「第一期」は旧来塩業に附着してきた前近代性を駆逐し、爾後における国内塩業の常数ともいうべき規模をつくりあげるための、地ならしの時代であった。

大正以来の外地塩移入増加が続き、さらに大正末期に内地塩生産が回復して、毎年度末在庫が累積した。そこで輸移入塩の抑制、ついで内地塩の抑制さらに両者相互間の調整が必要となった。そのため内地塩について大正十三年生産予定数量制をとり、大正十五年品質向上のため「製塩設備改良奨励金」の交付を行ない、三等塩を中心とするため四・五等塩の縮減をはかり、賠償価格の操作（区域や等級間価格差の変更）などで促進に努めた。この種の政策は必然的に昭和四―五年の第二次塩田整理に発展した。不良企業の淘汰（生産量で一五％、塩田面積で二〇％）、技術改良いわゆるST式改良平釜の普及がすすめられる。

右の結果後半期には内地塩生産量が一時減少を示す。しかるに金解禁以後産業界一般が不況を脱し飛躍的な発展に移ると、工業塩とりわけソーダ工業（スフ・人絹・ガラス工業との関連）の躍進による特別用塩の消費が著しく、一般用塩をうわ廻ってゆく。従来の外地塩抑制策は放棄され育成に転じ、各工業の自己輸入により海外新産地が開拓され、昭和八年以降外塩は内塩を凌ぐに至った。しかし内地塩の方も塩田整理・ST式普及の成果が現われ始め、品質の向上（二等塩の重要化）塩価低減とともに、生産は再び著しい上昇を示した。そこでまたも内外塩の調節が必要になったのである。

「第二期」は右の問題を解決する手段として、わが国塩業のおくれた生産構造を根本的に改造してゆこうとする、近代化の政策が華々しくスタートしながらも、それが戦争で挫折せしめられてゆく過程であった。

その中心は昭和十一年より八ヵ年計画で開始された合同機械製塩である。これはせんごう設備の真空式工場への吸収を中心とし（真空式は年産一万トン以上、それ以下は一千トン以上を蒸汽利用式とする）、塩生産費引下と品質向上による外塩への対抗を目的に、全国塩業の全面的な機械化を企図した。したがって小規模製塩業の合同乃至組合製塩の促進を伴ったから、当然そこには旧来の地主―小作関係に大きな変化をあたえることになり、生産者間に深刻な動揺を生じた。そのための打開策が塩製造人と別にかん水製造人を独立させ、両者間をかん水の譲渡関係として対置したことである。そのほか増加する外塩に対しては、昭和十二年外塩輸入協会・近海塩業協会の設立による業界の組織化や再製塩の民間依託を行なっている。

ところが戦争への突入による資材・燃料難の悪条件は、順調な発足をしつつあった合同製塩を昭和十三年夏には中絶のやむなきに至らしめた（もっとも次善の策として蒸汽利用式による機械化が進められたが、昭和十六年八月には全面的に停止する）。そこに外塩の全盛期がやってきたが、それも欧州戦乱の影響で遠海塩が這入らなくなり（再製塩も十五年度で打切られる）、近海塩・外地塩の開発、内地塩の増産に努力が注がれた。そこへ昭和十六年の台風による未曾有の不作が起る。その結果各地方局への生産責任数量制、輸移入塩による内地塩置き換え、さらには消費規正、そのため樺太への専売制適用等々。当初の積極的政策はいまや全く消極化してしまった（専売収支も昭和十三年度以降赤字に転ずるが、当初は回送費の増嵩によるもの、十五年度からは低物価政策に基づく二重価格制によるものであった）。

「第三期」は生産・輸移入ともに減少し、もっぱら供給減に悩まされる。当初それは一般用よりも工業用に大きく現われていたが、昭和十九年度を境として全面的な危機に拡大し、ついには専売制度そのものを根底から動揺せしめるに至る。

供給量の減少は労働力・燃料・資材の減少、天候・災害の影響、輸送難、塩田の転用に基づく面積減少によるものである。この対策として昭和十七年一月より割当配給制が実施され、工業用自己輸入塩の十七年度からの廃止―特殊用塩制度への切替え、販売機構の整備。生産面では品種簡素化・等級整理と質より量への転換、さらには増産体制の確立・強化、とりわけ昭和十八年五月塩業組合令、十九年四月生産責任制等。輸送面では十七年から華北塩に対する重点配船と陸運転移（朝鮮経由裏日本各港へ）、さらには十八年からジャンク輸送等々凡ゆる方策を採用して打開がはかられた。こうして十八年度までは近海塩により辛うじて維持されたが、十九・二十年度は全く年間計画をたてることさえ不可能な状態となった。

その結果登場したのが自給製塩の問題である。すでに十七年五月

には自家用塩制度、同七月には廃止塩田の再使用が認められていたのが漸次緩和され、二十年三月ついに自給製塩の容認となった。それがさらに同六月その生産塩の譲渡制限撤廃に至って、専売制は全く自己撞着に陥らざるを得なくなったのである。

「第四期」は戦後塩の生産・配給が全くの混乱状態に陥ったが、後半ようやく立直りの糸口を摑むに至る苦難の時期であった。

供給確保のためには専売制の基礎を揺り崩す自給製塩の拡大を法認して促進しなければならず、そこへ傾斜生産に伴う諸困難が加わり、二十二年度には長期計画として塩業維持策の樹立に迫られた。その結果賠償価格一本化による設備の合理化促進を狙うが、G・H・Qより各種の制限をうけ、二十三年には独立採算制を強制され、一時は収納停止さえ命じられる。しかしその結果収支の黒字転換とともに二十四年には製塩事情もようやく安定し、自給製塩も廃止されるに至る。

「第五期」は公社発足、混乱から平時体制への復帰につづき、いわゆる塩業革命が開始された時期である。

二十五年一月食料塩ついで二十七年四月工業塩の配給も自由となり、自己輸入制も復活。輸入塩の増加とくに二十八年より中共・インド等の重要化。生産面でも二十五年公社の基本方針として国内塩業対策が樹立され、量より質への復帰、それと関連し流下式塩田・真空式工場、さらに加圧式海水直煮工場さえも出現するに至り、とくに二十七年以来全面的な流下式時代への転換が開始された。従来の蒸汽利用式による共同せんごうでは入浜・平釜式のもとにおける家族的小規模経営形態を変化せしめなかったが、流下式塩田・真空式工場の採用は大企業乃至組合による共同経営形態へと根本的な変貌を生ぜしめることになったのである。

最後に「結論」として最近における問題点が指摘されている。まず需給面について。技術上の合理化に基づく国内塩の増産は食料塩の輸入を減少させたけれど、原料塩の輸入はソーダ業界の活況によりかえって増加した。しかも遠海塩は価格が海上運賃に大きく左右されるために、中央塩の重要性がましている。こうした需給上の問題に対処するため、昭和三十一年五月には公社の基本方針――新規開設の不許可及び国内食料用塩買上価格の引き下げ――が決定された。ところがこれに対応する生産者の動きは予期に反して、右の不許可及び引き下げの実施以前に急遽増産に向ったのである。そのため国内塩の供給は逆に増加した。その結果いまや国内塩で業務用輸入塩に代えること及び過剰国内塩の処理（ソーダ工業への供給、収納価格低減）が問題となっている。

ついで生産面について。流下式・真空式への切り替えなどにより生産費は低減したけれど、他方それを阻止する要因として、金利・減価償却費上の問題が生じていること。また経営合理化推進途上における失業と工事施行上の問題。そしてとくに組合経営への一本化において、予期と反する幾多の問題が発生している。もちろん一般的にいうと一本化が進捗するのだけれど、たとえば従来生産力が高

くコストの低かった場所が、かえって生産者・組合員の独立性が強く、一本化が実現されないこと。したがって採かん面積も小規模のままである。ところが統一が進む地方は逆に組合員の経営面積が大きいが、その組合員が兼業化してしまっている。また組合への統一の動機そのものに、真の合理化をめざすことよりも、災害等をきっかけとするものが多い。したがってそこに組合と組合員との関係にさまざまの困難な問題が含まれている等々。

三、若干の問題点

「序論」では従来の諸研究の成果が一貫した立場から甚だ手際よく整理され叙述されている。そこでこの整理された内容により過去における研究を反省し、さらに本論との関連を通じて考えると、そこにはなお種々の疑義も生ずるし、また今後の研究のための問題点も包蔵されていると思う。

まず中世社会を鎌倉期以降に限定するのか或いは平安前期（貞観時代）にまで遡及せしめるかがやや不明瞭ではないだろうか。もっともこれは中世史研究全般の問題なのだが、この場合にも、十世紀を画期とするという意味と、塩浜が荘園領主の自己経営として展開すること及び浜が山や釜よりも重要化してくること、或いはそれと名主経営との関連とか継起の関係等が理解し難くなると思う。

つぎに近世における塩田築造と市場形成との結びつき、さらに藩専売制との関係を指摘された点は今後の研究方向を正しく示したものである。しかしそれにしても専売制と商人・塩田地主との関係を、もうすこし地方差の観点から、説明してほしかったと思う。それによって、主産地十州地方において生産制限のためにひろく十州塩田会の組織化がみられるのと各藩の専売制との関係、さらにその盟約が各地製塩事情の相違から弛廃するというその地方差も、ともに明らかになるのではないだろうか。

また明治以後においては、専売制の成立因をたんに財政収入増加策に求めるだけでなく、専売制の成立を要求するような下からの動きまで追求しようとする態度は正しい。ただそれを維新以後の藩保護政策の撤廃―業界の混乱―塩業の困窮に求めるのは、果して妥当であろうか。もちろん私もそれを全面的に否定するわけではなく、またこの見解が従来の通説であるのを認めるに吝かではない。けれどこの見解では、幕藩塩制及び保護育成策を過大に評価することにはならないだろうか。むしろ端的にいえば、私はこうした立論そのものが、実は当時「なんらか強力な統制を必要としつつあった」人々乃至後になってそれを是認する立場にあった人々により、うちたてられたものと考えている。(注) そうでなければ、塩業者の困窮ということと、塩田の有利性―地主制の展開―明治二十年代の塩田開発という現象とは、どのように結びつけて考えるべきであろうか。下から統制を求める動きがあった場合、直接生産者と地主層との、いずれが上からの施策と結びつく可能性をもったであろうか。また困窮した層と困窮を訴え或いは表現し得た層は果して同一であろうか。

塩業者というのはいずれの層と解すべきであるのか。

これと関連し、専売制の積極的な賛成者となった大日本塩業協会の性格に留意する必要があるだろう。また中期以降地主―小作関係の変質が専売法により決定的となるという場合、この変質の内容が具体的に追求されなければならぬと思う。とくに塩田地主＝問屋資本と大日本塩業協会との関係は甚だ重要な問題となってくる。以上のほか賠償価格の決定方法―地域差の根拠とか、塩田整理と技術改良の問題やその前後の生産者の実情、或いは大正七年に専売制が収益主義から公益主義に転じた原因の追求等についても、今後に残された問題点があろう。

つぎに「本論」は全般を通じて若干の問題点を指摘しておく。まず総じて生産者・塩業組合など生産構造の具体的な説明が、他に比して些か安易にすぎると思う。第二期の合同機械製塩の箇所では比較的とりあげられてはおり、また第三期後半や第四期のような混乱期はやむをえないとしても、すくなくとも他の時期については、もっと重視できたのではないか。本書が塩専売史でなく塩業史である以上は、なおのことその点が惜しまれるのである。もっともその分野は、多くの個別研究を積み上げた後でなければ、困難かもしれない。しかし専売公社内部としても、かなりその点の資料があるのではないだろうか。

また専売経営とか収支について、塩以外との対比・関連、国家財政との関係、とりわけソーダ工業等の育成上塩専売制が占めたウェイトの客観的な評価なども、今後の問題として残されていると思う。そのほかなお細かい点の問題もすくなくないが、紙数の関係で省略せざるを得ない。なお後の利用のうえから考えて、統計表も多数収められていることだから、その一覧索引があれば随分便利だったと思う。また引用文献について、所により書目・箇所まで明記したものもあるが、その他方全くふれていないことも多い。この点も凡て明記すべきである。さらに部分的に誤植の偏在することも、この種書籍の刊行者には、是非ともいま一息の画竜点睛を要望したい。

とはいえ、多数分担者の執筆が、甚だ整然と一貫した論旨と調和を保ちながら、これほどの大著に纏められていることは、なによりも本書の成功を示している。こうした仕事は必ずといってよいほど、隠れた人々の協力関係を反映するものである。その点に敬意を払いながら、貴重な業績の完成を悦びたいと思う。

（注）ここで詳述する余裕はないが拙稿「明治期民林政策の基調」（「三田商学研究」第一巻第五号）で指摘した林業の場合と類似の傾向がみられるのではないかと考えている。

（日本専売公社刊、B5、九九〇頁、非売品）（宇治順一郎）